



三重県公報

令和3年3月9日 (火)

第 189 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
44	三重県医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則	(医療介護人材課)	2
45	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(大気・水環境課)	20
告 示			
149	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	21
150	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	21
151	障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障害者就業・生活支援センターの指定	(障がい福祉課)	21
152	土地収用法の規定による収用又は使用の手続開始	(公共用地課)	21
153	証紙の販売人の指定の取消し	(出納局)	22
選 管 告 示			
13	公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	22
14	政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票に関する規程の一部を改正する告示	(同)	57
訓 令			
2	三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令	(人事課)	64
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(法務・文書課)	64

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三重県医師修学資金貸与規則（次項において「新規則」という。）第七条の規定は、この規則の施行の日以後にされる修学資金の貸与の申請について適用し、同日前にされた修学資金の貸与の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の三重県医師修学資金貸与規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 4 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月九日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第四十五号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和二年三重県規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第一（第五条関係）			別表第一（第五条関係）		
項 目	基 準		項 目	基 準	
	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量	土砂等に含まれる物質の量		土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量	土砂等に含まれる物質の量
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつきカドミウム四十五ミリグラム以下であること。	カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつきカドミウム百五十ミリグラム以下であること。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	—	トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。	—
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考（略）			備考（略）		
別表第四（第二十二条関係）			別表第四（第二十二条関係）		
項 目	基 準		項 目	基 準	
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。		カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下であること。	
(略)	(略)		(略)	(略)	
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。		トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。	
(略)	(略)		(略)	(略)	

附 則

みんなが笑顔になれる川をみんなでつくる。

告 示

三重県告示第 149 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和 3 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 日 年 月 日	サービスの種類
2471301438	さくらんぼ名張	名張市東田原 625-58	有限会社伊賀家政婦紹介所	令和 3 年 3 月 1 日	訪問介護
2460590439	Resora 訪問看護リハビリステーション津	津市豊が丘 3 丁目 18 番 2 号	Resora 株式会社	令和 3 年 3 月 1 日	訪問看護

三重県告示第 150 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 3 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 日 年 月 日	サービスの種類
2460590439	Resora 訪問看護リハビリステーション津	津市豊が丘 3 丁目 18 番 2 号	Resora 株式会社	令和 3 年 3 月 1 日	介護予防訪問看護

三重県告示第 151 号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 27 条第 1 項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターを指定しました。

令和 3 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

法人の名称	法人の所在地	事務所の所在地	活動地域	指 定 日 年 月 日
社会福祉法人聖マッセヤ会	津市産品字中之谷 732 番地 1	伊勢市曾祢 1 丁目 13 番 5 号	伊勢志摩圏域	令和 3 年 4 月 1 日

三重県告示第 152 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の 3 の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示します。

令和 3 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 起業者の名称
国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
一般国道 475 号新設工事（有料道路名「東海環状自動車道」新設工事・岐阜県養老郡養老町大跡字東畑地内から三重県いなべ市北勢町阿下喜字樋之口地内まで）及びこれに伴う附帯工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地
三重県いなべ市北勢町二之瀬字荒田、字下ノ段及び字京ケ野、塩崎字空畑、字小山、字雑肴川及び字京ケ